

# 熊本県公報

第 1 1 3 6 7 号  
平成 18 年 2 月 10 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 1
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更……………( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定(居宅支援)……………( " ) 2
- "……………( " ) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護)……………( " ) 3
- "……………(通所介護)……………( " ) 3
- "……………(福祉用具貸与)……………( " ) 3
- "……………(通所介護)……………( " ) 3
- 天草広域連合を組織する地方公共団体の数の減少の許可……………(市町村総室) 3
- 菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更の許可……………( " ) 4
- 道路の供用開始……………(道路総務課) 4
- "……………( " ) 4

**公 告**

- 土地改良区連合役員の退任及び就任……………(農村計画課) 4
- 熊本県議会棟警備業務委託……………(議会事務局総務課) 5
- 道路の位置指定……………(建築課) 7
- "……………( " ) 7
- "……………( " ) 7

**登 載 依 頼**

- 天草地域保健医療推進協議会の開催……………(天草地域保健医療推進協議会) 8
- 社会教育委員会議の開催……………(社会教育課) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 121 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 2 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション宇城 宇城市松橋町松山 3567 番地	有限会社ひまわり 宇城市松橋町松山 3571 番地	平成 17 年 12 月 28 日
ヘルパーステーション和泉 下益城郡富合町南田尻 471 番地	有限会社トータルライフケア 下益城郡富合町南田尻 471 番地	平成 17 年 12 月 1 日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくり をすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	平成 17 年 12 月 28 日
訪問介護センター典山 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	有限会社典山會 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	平成 17 年 9 月 21 日

#### 〔訪問リハビリテーション〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
国民健康保険新和町立病院 天草郡新和町小宮地 763 番地の 3	新和町	平成 17 年 12 月 22 日

## 〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふれあい館柿の木の家 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	特定非営利活動法人福祉の町づくり をすすめる会 阿蘇郡小国町黒淵 2959 番地	平成 17 年 12 月 28 日

## 〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
典山 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	有限会社典山會 球磨郡多良木町多良木 1609 番地 2	平成 17 年 9 月 21 日

**熊本県告示第 122 号**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の指定介護機関から変更の届出があった。

平成 18 年 2 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 〔福祉用具貸与〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
アイリスケア センター八代 一番	株式会社ニ チイ学館	八代市大手町二丁目 7 番 25 号大手町太 陽ビル 1 階	所在地		平成 17 年 11 月 14 日
			八代市大手町二丁 目 7 番 25 号大手 町太陽ビル 3 階	八代市大手町二丁 目 7 番 25 号大手 町太陽ビル 1 階	

## 〔居宅介護支援事業〕

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
JA やつしろ 介護支援セン ター	八代地域農 業協同組合	八代市古閑浜町二の 丸新地 3609	所在地		平成 15 年 6 月 1 日
			八代市古城町 2690	八代市古閑浜町二 の丸新地 3609	

**熊本県告示第 123 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 2 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター虹の木 牛深市久玉町 1987 番地 1	NPO 法人健寿会	平成 18 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 124 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 2 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプラン事業所・海 宇城市三角町三角浦字瀬戸 1314 番 9	有限会社地域ケアプラン研究 所・海	平成 18 年 2 月 1 日

**熊本県告示第 125 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
やまだ介護支援センター 水俣市旭町二丁目2番5号	医療法人善哉会	平成18年2月1日

**熊本県告示第126号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
聖母ホームヘルパーステーション 熊本市島崎六丁目1番27号	社会福祉法人聖母会	平成18年2月1日

**熊本県告示第127号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスげんき 荒尾市本井手字前原179番地1	医療法人洗心会	平成18年2月2日

**熊本県告示第128号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社ミタカ八代営業所 八代市袋町5番44号	株式会社ミタカ	平成18年2月1日

**熊本県告示第129号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスひなたのき 熊本市改寄町367番地	有限会社ひなた	平成18年2月1日

**熊本県告示第130号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年1月5日付けで天草広域連合長から申請のあった天草広域連合を組織する地方公共団体の数の減少を平成18年2月2日付けで許可した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第131号**

旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第9条の2第1項の規定により、平成18年1月6日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を平成18年2月2日付けで許可した。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県告示第132号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北球磨線	葦北郡芦北町大字花岡字竹下 385番32地先から 同大字 字古町 309番13地先まで	112.0	緊道整

## 2 供用開始する期日 平成18年2月10日

**熊本県告示第133号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年2月10日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水上線	球磨郡錦町大字木上東字十駄 1996番1地先から 同字 2001番1地先まで	95.0	仮設道置

## 2 供用開始する期日 平成18年2月10日

**公 告****熊本県公告第95号**

八代市八の字堰土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	住所
退任		
理事	中村博生	八代市北原町223番地
"	下山政勝	八代市北平和町273番地
"	江嶋登	八代市鼠蔵町1722番地
"	山本幸廣	八代市葭牟田町34番地
"	原信行	八代市北平和町169番地
"	吉永和夫	八代市南平和町123番地

理事	田 島 幹 雄	八代市古城町 1695 番地
監事	三 井 信 義	八代市鼠蔵町 2057 番地
"	瀬 海 二 男	八代市南平和町 210 番地
"	上 田 隆 行	八代市古城町 1557 番地
就任		
理事	中 村 博 生	八代市北原町 223 番地
"	下 山 政 勝	八代市北平和町 273 番地
"	河 合 良 夫	八代市北平和町 164 番地
"	山 本 幸 廣	八代市葭牟田町 34 番地
"	園 原 秀 幸	八代市北平和町 311 番地
"	三 川 信 二	八代市三江湖町 1570 番地
"	田 島 幹 雄	八代市古城町 1695 番地
監事	川 原 秀 樹	八代市南平和町 11 番地
"	大 木 博	八代市鼠蔵町 1176 番地
"	宇 野 武 生	八代市中北町 3006 番地

### 熊本県公告第 96 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 2 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称  
熊本県議会棟警備業務委託

(2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間  
平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県議会棟警備業務に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 熊本市内に本社、又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

(4) 過去 5 年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体の施設において施設常駐の警備実績を有する者であること。

(5) 入札日現在において、実務経験 1 年以上の常勤の警備員（正社員）を 10 人以上有する者であること。

(6) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づき熊本県公安委員会の認定を受け、又は同法第 5 条に基づき熊本県公安委員会へ届出を行っている者であること。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成18年2月10日(金)から平成18年2月24日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期限  
平成18年3月13日(月)午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参するものとする。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県議会事務局総務課(県議会棟本館1階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2614 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成18年2月10日(金)から平成18年3月13日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年3月23日(木)午前10時から  
イ 場所 県議会棟本館2階第4小会議室
- (4) 入札書の提出方法  
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法

- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
- (6) 有  
契約書作成の要否  
要  
なお、契約の締結期限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第97号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡甲佐町大字芝原1012番地
- 2 築造者の氏名 里形幸次郎
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字金堀1883番4
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 32.24メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月24日
- 7 指定番号 上益城景建第34号

**熊本県公告第98号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 山鹿市鍋田192番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社エスケー不動産
- 3 道路の位置 山鹿市方保田字西の平2775番1
- 4 道路の幅員 6.15メートルから6.85メートルまで
- 5 道路の延長 67.09メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月26日
- 7 指定番号 鹿本企調第36号

**熊本県公告第99号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年2月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市城本町469番地
- 2 築造者の氏名 皆越寛
- 3 道路の位置 人吉市城本町字木落469番5及び同470番9
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 33.45メートル
- 6 指定年月日 平成18年1月31日
- 7 指定番号 球磨企調第27号

## 登載依頼

## 天草地域保健医療推進協議会公告第2号

天草地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成18年2月10日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成18年2月17日（金）  
午後2時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所  
熊本県本渡市今釜新町3530  
天草地域振興局会議棟2階大会議室
- 3 議題  
(1) 第4次天草地域保健医療計画の進捗状況について  
(2) その他
- 4 報告事項  
(1) 救急医療専門部会からの報告について  
(2) その他
- 5 傍聴者の定員  
10人
- 6 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、協議会の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問い合わせ先  
熊本県本渡市今釜新町3530  
熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課）  
（電話 0969-23-0172）

## 熊本県社会教育委員会公告第2号

熊本県社会教育委員会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成18年2月10日

熊本県社会教育委員会

- 1 開催日時  
平成18年2月21日（火）  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題  
①地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について  
②地域・家庭教育力の活性化について
- 4 傍聴手続  
(1) 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。  
(2) 受付時間は、開会の1時間前から10分前までとする。  
(3) 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。  
(4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができます。
- 5 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係  
（電話 096-333-2697 内線 6695）